

年管管発 0224 第 5 号  
平成 29 年 2 月 24 日

日本年金機構事業企画部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長  
(公 印 省 略)

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための  
国民年金法等の一部を改正する法律」に係る関係法令の公布  
に伴う事務の取扱いについて

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 84 号) が平成 28 年 11 月 24 日に公布され、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」(平成 24 年法律第 62 号) による年金受給資格期間短縮の施行の日(以下「施行日」という。)が平成 29 年 8 月 1 日とされた。

これを受け、その施行に係る「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令」(平成 29 年政令第 28 号。以下「政令」という。)が平成 29 年 2 月 24 日に公布され、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」(平成 29 年厚生労働省令第 11 号。以下「規則」という。)が平成 29 年 2 月 24 日に公布されたところである。

政令及び規則の内容については「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の公布について」(平成 29 年 2 月 24 日付年発 0224 第 2 号) 及び「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令の公布について」(平成 29 年 2 月 24 日付年管発 0224 第 1 号) によりそれぞれ日本年金機構理事長あて通知されたところであるが、施行日において老齢基礎年金等の受給権が発生する者等に対する事務の取扱いについては下記のとおりであるので遺漏のないよう取り扱われたい。

## 記

**第 1 基礎年金番号に登録されている国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間並びに厚生年金保険及び船員保険の被保険者期間並びに共済組合等の組合員(加入者)期間(以下「資格期間」という。)が 10 年以上 25 年未満であり、施行日に支給開始年齢に達している者(以下「10 年以上者」という。)への対応**

- 1 10 年以上者については、政令第 4 条及び第 7 条の規定により施行日前に裁定の請求の手続きをとることができることから、当該 10 年以上者のうち基礎年金番号に登録されている住所と住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 30 条の 9 に規定す

る機構保存本人確認情報（以下「機構保存本人確認情報」という。）の住所が合致し、かつ、生存が確認できた者に対し、基礎年金番号に登録された情報を記載した年金請求書（以下「期間短縮年金請求書」という。）を順次送付し、その請求を勧奨すること。なお、勧奨にあたっては対象者の住所地の市区町村に対し当該対象者の基礎年金番号、氏名、生年月日、住所等を記載した一覧表を送付し、請求の勧奨の協力を求めること。

2 年金事務所等における期間短縮年金請求書の受け付けについては、予約相談などを活用し、請求者の手続きが円滑に行えるよう努めるとともに、一般の年金相談も含め、窓口の混雑等の緩和を図ること。なお、期間短縮年金請求書の受け付けにあたっては、次に掲げる事項について留意すること。

(1) 政令第3条の規定により読み替えられた国民年金法（昭和34年法律第141号）第28条の規定により、施行日から最大5年間の支給の繰下げができることから、請求者の意思を確認すること。

(2) 昭和40年4月1日以前に生まれた者であって、国民年金法等の一部を改正する法律（平成6年法律第95号）附則第11条又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）附則第23条に規定する任意加入被保険者の特例の適用を受けている者（以下「特例任意加入被保険者」という。）については、施行日の翌日に資格を喪失することとなるが、現在の資格期間により年金の受給が見込めることから、施行日前の資格喪失の意思を確認すること。この場合において、施行日の翌日の資格喪失を希望する者には、正しい年金額で計算するために、支払い時期が遅れる場合があることを教示すること。

3 期間短縮年金請求書は基礎年金番号に登録されている住所と機構保存本人確認情報の住所が合致した10年以上者に送付することから、当該期間短縮年金請求書にあらかじめ記載された住所と住民票上の住所が一致することの確認等を記載する項目を設け、請求者が当該項目に記載をした場合には、生年月日に関する市区町村長の証明書等の添付を不要とすること。併せて、個人番号（マイナンバー）の記載も不要とすること。

4 施行日前に受け付けた期間短縮年金請求書については、その内容を審査し、裁定の事前処理を行い、施行日以後に機構保存本人確認情報により生存の確認を行った上で、裁定を行うこと。なお、裁定にあたって、合算対象期間等により国民年金法による改正前の支給要件である25年以上に該当することが確認された者については、この通知にかかわらず、改正前の支給要件に基づき裁定を行うこと。この場合において、添付書類の提出を求め25年要件を確認すること。

5 施行日において振替加算に該当する者又は加給年金額の対象者がある者は、施行日以後速やかに、規則第3条又は第4条に規定する届書の提出を求め、施行日における生計維持関係を改めて確認し、裁定を行うこと。この場合において、当該届書の提出がなされない等により生計維持関係の確認が困難な場合は振替加算又は加給年金額の加算に係る処理を保留したうえで裁定を行って差し支えないこと。ただし、処理を保留して裁定を行った者については、老齢年金決定後に、国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）第17条の3または厚生年金法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第31条の2に規定する届出の勧奨を行うこと。

- 6 期間短縮年金請求書による裁定が一定程度終了した時点で、期間短縮年金請求書を送付した者について調査を行い、年金が裁定されていない者については、再勧奨のための通知を送付すること。当該通知については、改めて機構保存本人確認情報により住所が確認でき、かつ、生存が確認できた者に対し、当該住所を宛先として送付すること。
- 7 10年以上者のうち期間短縮年金請求書を送付していない者等については、所要の措置を講ずること。

## 第2 基礎年金番号に登録されている資格期間が10年未満であり、施行日に支給開始年齢に達している者（以下「10年未満者」という。）への対応

- 1 10年未満者については、任意加入により資格期間を増加すること又は資格期間に合算対象期間を加えること等により、受給権が発生する場合があることから、第1の対応の状況を踏まえつつ、できるだけ早期に10年未満者のうち基礎年金番号に登録されている住所と機構保存本人確認情報の住所とが合致し、かつ、生存が確認できた者に対し、「年金のお知らせ」（以下「お知らせ」という。）を通知すること。  
なお、お知らせにより任意加入することも考えられるが、お知らせの送付時期によっては任意加入できる期間が短くなることがあるため、速やかに広報等を活用し任意加入等の周知に努めること。
- 2 お知らせには、基礎年金番号に登録されている資格期間を制度ごとに記載すること。また、10年未満者のうち日本年金機構が保有する情報に、未統合と見込まれる記録又は合算対象期間と見込まれる記録が存在する場合は、その旨をお知らせに記載するよう努めること。
- 3 10年未満者のうちお知らせを送付していない者等について、所要の措置を講ずること。

## 第3 基礎年金番号に登録されている資格期間が10年以上であり、施行日以後に支給開始年齢に達する者（以下「待機者」という。）への対応

待機者については、「裁定請求書の事前送付の実施について」（平成17年9月15日庁保発第0915001号）により対応されたいこと。この場合において年金請求書を当該者へ送付する時期が施行日前となることについては差し支えないこと。

## 第4 その他

- 1 任意加入被保険者について  
特例任意加入被保険者は、施行日において資格期間が10年以上となる場合には、施行日の翌日に特例任意加入被保険者の資格を喪失することから、該当する者については資格の喪失の処理を行うこと。  
なお、資格の喪失について特例任意加入被保険者であった者からの照会等があつ

た場合には、制度の趣旨を説明の上、理解が得られるよう適切に対応されたいこと。

## 2 任意脱退について

任意脱退制度の廃止に伴い、任意脱退に係る承認申請事務は廃止されたが、任意脱退について照会等があった場合には、制度の趣旨を説明の上、理解が得られるよう適切に対応されたいこと。

## 3 老齢基礎年金の支給要件の特例について

老齢基礎年金の支給要件の特例に関して被用者年金制度の加入者等に係る特例が適用されなくなったことに伴い、老齢基礎年金の裁定の請求に必要な添付書類が変更されたことから、所要の周知に努められたいこと。

## 第5 実施時期について

この取扱いは、政令及び規則の公布の日より速やかに実施するものとする。ただし、第1の3の期間短縮年金請求書の受け付けは平成29年3月1日から、第1の4から6まで及び第4については平成29年8月1日からそれぞれ実施するものとする。